大阪府・大阪市公正公募・治安対策スーパーバイザー設置要綱

（目的）

第１条　大阪府市におけるＩＲの大阪・夢洲への誘致実現に向け、事業者選定手続きの公正性の確保、治安対策について、助言を受けるため、大阪府・大阪市公正公募・治安対策スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）をＩＲ推進局に置く。

（職務）

第２条　スーパーバイザーは、ＩＲ誘致実現に向けた公正公募・治安における課題について、必要に応じてＩＲ推進局に助言を行う。

（選任）

第３条　スーパーバイザーは、ＩＲ誘致実現に向けた事業者選定手続きの公正性の確保、治安対策における課題に対して専門的知識、高い識見を有する者のうち、局長が選任し、委嘱する。

（任期）

第４条　スーパーバイザーの任期は、局長が選任した日からその日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

（謝礼及び費用弁償）

第５条　スーパーバイザーの謝礼は、支払わないものとする。

２　スーパーバイザーの費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（秘密の保持）

第６条　スーパーバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職務を退いた後においても同様とする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定める。

　附則

この要綱は、平成31年４月24日から施行する。